

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(大飯発電所第3, 4号機 設計及び工事計画(火災防護基準の改正に伴う基本設計方針等の変更))【32】」

2. 日時：令和4年3月24日(木) 16時45分～19時15分

3. 場所：原子力規制庁 8階北会議室(一部TV会議システムを利用)

4. 出席者(※・・TV会議システムによる出席)

原子力規制庁：

(新基準適合性審査チーム)

関企画調査官※、鈴木主任安全審査官、西内安全審査官、
畠山審査官、岩野審査チーム員

原子力規制企画課 火災対策室

守谷火災対策室長※、山下係長※

関西電力株式会社：

原子力事業本部 保守管理グループ チーフマネジャー※ 他6名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

- ・資料-1 大飯発電所第3, 4号機 火災感知器増設に係る設計及び工事計画
認可申請 コメント回答について
- ・資料-2 大飯発電所第3, 4号機 火災感知器増設に係る設計及び工事計画
認可申請 補足説明資料(抜粋)

以下のホームページ掲載済みの資料を使用

- ・資料-1 大飯発電所第3, 4号機 火災感知器増設に係る設計及び工事計画
認可申請 コメント回答について(3月11日のヒアリング資料-1)
- ・大飯発電所第3, 4号機 火災感知器増設に係る設計及び工事計画認可申請
補足説明資料(抜粋)(3月11日のヒアリング資料-2)

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:03	原子力規制庁の岩野です。
0:00:05	それでは、大飯発電所、第34号機火災感知器増設に係る設計及び工事計画の認可申請についてのヒアリングを始めたいと思います。
0:00:16	それでは、
0:00:20	前回のヒアリング資料とそれから3月の16日に提出していただいた資料についてこちらから幾つか確認をさせていただきたいと思います。
0:00:33	まず、そうですね。前回のヒアリング資料3月11日のヒアリング資料の、そうですね。
0:00:42	資料2の125ページのところをお願いします。まず高天井の
0:00:48	エリアのところから確認をしたいと思います。
0:01:00	衛藤。
0:01:01	そうですね。ちょっと高店長のところ確認するというふうに言ったんですけど、ちょっと書か天井、まず前提としてちょっと高店長に限らない話になるかもしれないんですけど、関西電力として、8下限を、
0:01:14	どのように定義してるのか、どのように設定してるのかっていうところを説明してください。
0:01:48	関西電力原子力事業本部クマクラです。
0:01:51	坂上につきましては、通常時、通電しておりまして、その文字の通りなんですけれども、悪化の可能性のあるもの。
0:02:00	をさして、ここに記載してございます。
0:02:07	はい規制庁のイワノです通電しているものっていうことでしょうか。
0:02:11	なんかそう。
0:02:14	海水ポンプのところだと、いるが、すいません。
0:02:19	何かそのオイルがあったりするようなことも絡めて、発火元っていうふうな話をされてたように記憶してるんですけど。
0:02:27	もう一度ちょっとどういう定義なのかっていうところを、説明してもらってもよろしいでしょうか。
0:03:02	関西電力原子力事業本部、
0:03:04	沼倉です。海水ポンプのご説明している補足説明資料のところに、潤滑油に関する記載ございますけれども、こちらの海水ポンプにつきましても先ほど、こちらでご説明させていただいた下限と同様でして、通電しているもの。
0:03:22	ということで、記載してございます。
0:03:28	規制、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:03:31	すいませんちょっとお待ちください。
0:03:58	規制庁の今野です。お待たせしました、Ⅱ、
0:04:05	あ、はい、すいませんちょっとお待ちください。
0:09:04	ちょっと、
0:09:29	規制庁の米津お待たせしました。新基準のときに、発火原因に対して関係を設置するっていうのは、新基準の時から設計変更がないってことをこれまで説明されてると思うんですけど、
0:09:42	そうすると新基準のときに、8 下限っていうのは、同じようにⅡで、同じような説明をされていたのかどうかっていうところを説明してもらえますでしょうか。
0:10:18	関西電力原子力事業本部クマクラです。少々お時間いただけますでしょうか。
0:10:24	規制庁の矢内です。承知しました。準備ができたらお願いします。
0:11:42	はい。関西電力原子力事業本部牛島でございます。発火点についての言葉の定義ということで確認を求めていると認識でございます。今回ですね衛藤先日ですか。
0:11:56	治療を提出させていただいてまして、過去 2、バックフィットのですね、議論の時にですね、審査とどういった、
0:12:08	やりとりがあったのかといったことに関する資料も提示するようといったことがございましたので、昨日、お出した資料がもしお手元でグズズにいただけるのであればですね、
0:12:23	そちらの資料の資料 1 の全国 1 の方にですね、
0:12:32	以前の再稼働の審査の時の記載というのがございます。はい。
0:12:39	そちらの添付資料 1 の中のですね、
0:12:44	ページ番号を通して打ってあるのですけれども、お手元、昨日の資料とかは皆様、見ることは可能でしょうか。
0:13:01	はい規制庁の岩根です。衛藤セキさんと守屋室長におかれては昨日スペースで、共有した資料を確認していただけます幸いです。
0:13:11	藤セキさんをまず準備できそうですか。はい。はい。23 日のやつだよ。見れてます。どうぞ。友利室長いかがですか。
0:13:24	赤堀です今平井大丈夫です開けてます。はい。はい。ありがとうございます。じゃあすいません数
0:13:31	いいですかね。はい。それでは関西電力の方から説明をお願いします。
0:13:54	規制庁の今野です。関西電力の方から、すいません。準備ができたら説明をお願いします。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:02	はい。恐れ入ります。資料のですね 1 の 15 ページ以降、ご確認いただきたいのですけれども、
0:14:12	添付 1 のですね資料は平成 30 年 1 月、10 月 30 日の感知器の設置に関する技術基準適合の考え方についてという資料でございます。こちらの資料があ当時のですね。
0:14:28	規制委員会殿からですね、バックフィットの利用問題提起がなされた時にですね、事業者が初めて考え方についてご説明した資料でございます。
0:14:40	めくっていただいて 18 ページ 19 ページのところをご覧くださいますと、右肩さーんと 4 のところになりますちょっと言葉の使い方として、
0:14:52	皆さんとまたやりとりがあるかもしれませんが、当時の右肩 3 ページのところ、感知器の監視対象として考えたところ青箱の囲みの中で、
0:15:05	火災防護対象機器①と②火災元、
0:15:10	というものをちゃんとねらいますよということを考えておりました。ここで火災下というものをねらって感知器を設置いたしますといったことを
0:15:23	議論、説明、ご説明していたわけでございます。
0:15:30	当時、審査の中でですね、私どもがそういった区画区域区画の中です、感知器として、葛西元当時葛西元という呼び方をしておりますが、について、かん時期で、それをねらって監視をいたしますと、
0:15:48	一旦説明をしていたという資料がこの一連後ろにもついているものになるわけでございます。
0:15:57	今、
0:15:59	ご用意している資料のところでご確認いただけたところからは以上でございます、おそらくですね、
0:16:08	ちょっとすいませんとらえて同じところのやりとりが必要なかもしれませんが、私どもこの笠井下と言った言葉のところはですね、可燃物というものをこの笠井元として持っていたわけではなくって、
0:16:24	例えば電気の盤であったり、ポンプのモーターであったり、通電されてるようなもので、イグニッションとなる、何か却下されるものを自分が持つてるようなものですね、そういったもので火災の源となるもの。
0:16:40	そういったものを火災元ととらえて、当時は監視の対象としていたという整理でございます。
0:16:48	すいませんちょっと他にも適切な箇所はあるかもしれませんが、取り急ぎ、あの当時の説明ということでは、以上でございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:03	はい。規制庁の岩野です。資料には書かれていないけれども当時からまあさ。
0:17:10	着火せ、あんま着火減っていうんすかねは、
0:17:16	麻痺が発生する可能性がある通電しているようなもの、それを発火元葛西元であったり発火元として、定義していたと、いうふうな回答で、
0:17:27	理解をしました。
0:17:31	これについて、そうですね。そう。わかりました。
0:17:37	ちょっとこれについてもし何かあればまた追加で今後聞きたいと思い
0:17:43	そうすると、
0:17:46	はい、市町村お待ちください。
0:17:51	関西ウシジマでございます。今ご説明いたしました点はですね総論としてのバックフィットの公開会合の資料でございますが、そちらの後ろの方にですね、添付の2という形で、
0:18:08	大飯34号機の設置許可のまとめ資料の方もですね、資料としてはおつけしてございます。こちらの中の、
0:18:18	今の資料のページでご覧いただきますと38ページ。
0:18:24	のところをご覧いただきますとですね、火災の早期感知というところでちょっと赤囲みしてあるんですが、その火災区域の中で、感知の組み合わせが以下を基本とします。
0:18:37	ということでですね、二つポチが打ってあるんですけども、電気盤とかケーブルとかそういったものを想定して、煙とか熱を設置するだとか、
0:18:48	あとはポンプとか、電気盤について火災が想定されるのでこういった感知器を設置するといったことがあるんですけども、ただし書きの屋外エリアのところ、下にあるんですけど、熱とかそういったを拡散するということも考えてですね、
0:19:05	火災が想定される箇所の熱を直接感知できる位置に感知器を設置する配置上の考慮が必要であると、当時はちょっとその葛西元、
0:19:15	或いは着火元という言葉かどうかはともかくですね、こういった意図でもって、屋外エリアについてですね、必要となる箇所に感知器を設置するといった説明をしてございました。
0:19:29	すいません、以上補足でございました。
0:19:40	規制庁の岩間です。そうですねまず、8下限の定義が、今みたいな説明であればそれを資料の方に起こしていただけますと幸いです。
0:19:52	当関西電力の方、よろしいでしょうか。
0:19:57	関西電力原子力事業本部クマクラでございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:00	壁の定義について資料に記載するよういたします。
0:20:05	規制庁の山名です。藤氏、よろしくお願いします。
0:20:09	少々お待ちください。
0:20:45	規制庁西内ですけど、ちょっと今の話で念のため確認しておきたいんですけど、
0:20:52	火災防護審査基準ってお手元にあります、見れますか。
0:21:00	続けてよろしいですか。
0:21:02	はい。浅利の原子力事業本部でございます。
0:21:05	よろしくお願いいたします。その5ページなんですけど、
0:21:12	今まさに8件の定義の話をしてたと思うんですけど、5ページのところで、これ発生防止の項、2.1の発生防止の項ですけど、
0:21:22	その5ページの(3)のところで、火花の発生する設備は5の設備等は下限となる設備を設置しないっていうここでは下限って言ってるじゃないですか。
0:21:31	この8下限を感知の時にもねらって、設置していたっていう説明と理解すればいいですか。
0:21:43	というのがですね最初、油内包機器みたいな多分説明とかもそれ出たような気がするんですけど、油内包機器っていう言い方をすると、この発生防止の項でいうと4ページ目の要は括弧1のような印象を受けるんですよね。
0:21:58	だからいわゆる波源っていうのはこの下、5ページの(3)のここって言っているまさに火花を発生するような設備とかの発火元と同じ。
0:22:08	ものをねらって感知の方でもやっていたという理解をすればいいんですかね。
0:22:14	関西電力原子力事業本部、熊倉でございます。ご認識の通りでして、発生防止の方に書いてある波源、こちらと同じもの、
0:22:25	というふうに考えてございます。
0:22:28	規制庁西内です了解しましたそうすると、ちょっと何かこっちが何か若干混乱した原因がですね
0:22:36	これは3月11日のヒアリング資料7の資料2-117ページあって見られますか。
0:22:47	開いていただいたら声かけていただいてもいいですか。
0:22:57	関西電力原子力事業本部でございます。排水ポンプエリアの火災感知器設計についてというところで、117ページ、用意ができましたのでお願いします。ありがとうございますその一番した、括弧2、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:11	の下から 2 行目のところに、発火元となりうる、油内包機器である海水ポンプ関すってというような表現をしてるじゃないですか。
0:23:20	多分こういう表現が何か今、若干認識のそごが生まれる原因だったのかなと思っていて、要は、これを見たときに、パッとこっちが何か思ったのが、今まさに確認者の審査基準ってところの、
0:23:33	発生防止の(1)の方の油内包機器に対してケアをしているのか、それとも括弧 3 の 8 下限を期待したいのかどっちなのかっていうのがよくわかんなかったんですよね。
0:23:42	そういう意味でいうと、後者の下発火元の方をケアしているものであって発生防止の時の間、発生防止の
0:23:48	考え方と、感知消火のときの考え方でちゃんととらえ方も一致していると思えばいいんですかね。
0:23:59	はい。関西電力原子力事業本部熊倉でございます。
0:24:02	ご認識の通りでございます。
0:24:04	規制庁西内ですよく理解できました先ほど今野から 8 コウゲの定義をちょっと明確にとって話があったと思いますけど、今確認した内容をちょっと踏まえて明確に説明を記載をいただければ十分かと思っておりますよろしくお願ひします。
0:24:21	浅利の原子力事業本部熊倉でございます。承知いたしました。
0:26:06	わかりました。
0:26:08	はい。規制庁の岩根です。すいません。お待たせしました。
0:26:12	そしたら、一応確認ですけども、そうすると今高天井のところの、藤奥。
0:26:19	浅香天井のところのですね、
0:26:26	新燃料貯蔵庫エリアの方には、補助建屋クレーンっていうのがあると思うんですけどこの他、補助建屋クレーンっていうのは、
0:26:35	今の定義でいうとこの 8 下限にはならん。
0:26:38	なるのかならないのかっていうところを説明してもらってもよろしいでしょうか。
0:26:43	関西電力原子力事業本部クマクラでございます。補助建屋クレーンについては 800 円ではないというふうに整理してございます。通常時ですけれども電源盤の方で、通常切り運用としてございますので、そのような整理となっております。以上です。
0:27:04	規制庁の今田です。
0:27:07	高温にはならないとか通電しないとかっていうそういう説明ですか。すいませんちょっともう少し詳しくお願ひします。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:26	関西電力原子力事業本部熊倉です。
0:27:30	あとスターティアクレーンにつきましては、使用時以外は大本のところで電源を切っておりますので、通電していないことから、火花も出ることもないので、は影になりえないと。
0:27:41	いうふうに整理してございます。
0:28:10	規制庁の今野谷津、少々お待ちください。
0:28:28	これ。
0:28:31	葛西氏のモリヤですけれども、
0:28:35	クレーンのところってどこだっけな、岩田かなんかで、
0:28:41	これ、確かクレーン自体が出荷した事例があったかと思うんですけども、これは主発火しない。
0:28:50	ものとしてとらえちゃって本当に大丈夫なんですか。よくわかんないですけどそれは、発火しても影響がないっていう言い方もあるかもしれないですが発火することはないっていう言い方して大丈夫かどうかちょっともう1回、確認をお願いできません。
0:29:03	それで本当にいいんですかねと。
0:29:07	見解を教えてください。
0:29:09	はい。関西電力原子力事業本部ウシジマでございます。発火しないと言いつけてるというのではなくて整理としてですね、使用しないときには通電していないことから、
0:29:21	その時には発火するというものではないということがまず見解が一つです。その上で使用する場合にはですね、通電することがあって、そのときに何らかの要因によって、
0:29:35	何か着火とか発火とか、いうことはあり得るかもしれませんが、その際には人がいることから、人による感知と対応というものが期待できると考えているということでございます。
0:29:49	以上です。
0:29:52	モリヤですそうしますと警戒不要ってこと言ってるわけじゃなくて計画表ってことを言ってるわけじゃなくて境界はするけれども感知器を常設してか監視するやり方ではないやり方で十分監視できるとそういうことですかね。
0:30:07	はい。関西現職事業本部嶋です。今モリヤ出張生おっしゃっていただいた整理の通りでございます。
0:30:17	森谷ですけど、今おっしゃった中身はそのように今書かれてるんですけど資料資料の方は、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:42	関西電路原子力事業本部クマクラでございます。
0:30:45	資料 2 の下のページ 129 ページ、お願いいたします。
0:30:52	3-9-2 使用済み燃料ピット及び新年度貯蔵エリアの案、火災感知設計をお示してございますが、その一番下、
0:31:04	の段落ですねなお書き以降に、補助建屋クレーン本体については、天井付近に設置されていますけれども、使用時以外は電源ダウンとしていることから陰にはならないと。
0:31:16	さらに使用時はクレーン操作、クレーンの操作者が配されていますので、いつ火災が発生したとしても早期に、
0:31:24	火災の発見というのが可能であるというふうに記載してございます。
0:31:31	モリヤですけれども今の早期っていうのは前々からご説明のあるような、
0:31:39	AとC、省令のA期、
0:31:45	許可基準でね市基準に適合した時、基準に照らしたときに、
0:31:53	十分な保安水準がえられるほど早期っていうそういう意味ですよ。機関Cをせずに次、人の目で見ても大丈夫っていうことの意味というのはこういう、
0:32:05	現状の保安水準求めている保安水準照らして大丈夫ってそういう意味ですかね。その確認そこら辺の多分、
0:32:13	書き分けというか必要な部分だと思うんですけどその辺ちょっと教えてください。
0:32:36	関西電力原子力事業本部クマクラです。
0:32:39	保安水準を適用するにあたって、火災、架空な火災を限定すると、その考えに照らしたときにですね、早期というふうに、
0:32:53	ここでは記載してございます。
0:32:57	下モリヤです状況についてはわかりました。ちょっとあとちょっと事務局というか
0:33:03	審査グループの方でちょっと引き取っていただければと思うんですけども、
0:33:45	規制庁の岩根です表しました。
0:33:49	使用していないときは、電源を切るっていうことを、であるとかあと、
0:33:58	その紙使用しているときは、監視、作業してる人が、
0:34:04	ちょっと待ってくださいね。
0:34:09	すいません規制庁の岩野常務すいません。電使用しないときは電源を切っているっていうこととあと、使用している時については

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:19	間使用してる人が監視できるような体制になっているっていうことの二つが規定されている。
0:34:29	関西電力の規則なり何なりっていうものがあるかどうかっていうところを説明してもらえますでしょうか。
0:35:27	はい。関西電力原子力事業本部ウシジマでございます。すいませんご質問に対するお答えについてはちょっと現地の管理状況の確認とかも必要なところはございますが、
0:35:40	クレーン等を使用する際のですね、使用前使用後の確認という意味合いで、電源の切りとか切りですね、そういったことの確認というものをチェックなり、
0:35:51	といったところで運用しているかということ、とところでございます。ただそれをですね、決まりごとというルールとしてどう縛ってあるのかということにつきましてはちょっと現場の確認とか、そういったものを必要といたしますので、
0:36:05	今考え方としてまず、ご回答いたしました。以上です。
0:36:13	規制庁の山名です。説明は理解はしました。
0:36:17	すいませんちょっと私の方から1点だけ単に8下限っていうのがこの火災防護審査基準の定義のところに書いてあるものだけじゃなくて
0:36:27	人が使用しているときは、通常は電源を断にしている、人が使用してる時は速やかに確認ができるものは除きますみたいなそういう限定上、
0:36:39	限定するような条件があるのであればそこまでわかるように、定義のところは資料に起こしていただきたいと思っています。
0:36:48	当関西電力の方から、関西電力の方よろしいでしょうか。
0:36:57	はい。関西電力原子力事業本部、椎名でございます。今おっしゃる趣旨は理解でして、要はその運用に関わる事項がですね、換地上の制限事項に関わっているということをごすね、そこをどっかで
0:37:12	担保というか、といったことのエリアに関するごコメントだと理解いたしましたので、そちらにつきましても弊社の中でですね記載の対応をちょっと検討いたします。
0:37:29	規制庁の米津所長お待ちください。
0:39:02	規制庁の今西お待たせしました、今現場を確認しますっていうことだったんですけど、
0:39:08	現場を確認するっていうよりは社内の規定を確認していただいて、どこに位置し、しっかり位置付けられていて、その位置付けられていることをもって、その

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:23	そういうものについては、傘 8 下限というものから除くよっていうところができて初めてできると思っているので、まずはその社内の規定をしっかりと見直していただいてどこに規定されてるのかっていうのを
0:39:36	しっかりと説明していただいた上でもしなければ、それがないと、
0:39:41	外せないと思っているので、そういうところの検討をしていただきたいと思います。関西電力の方よろしいでしょうか。
0:39:52	はい。関西電力原子力事業本部嶋でございます。今の火災防護に関わるものか作業系に関わるものか、何がしかのルールの中でですね、しっかりとそのことが遵守されるというところについて、確認検討いたしますので、
0:40:07	そこ水が担保として必要というコメントというふうに理解をいたしました。こちらの方にも確認して対応検討いたします。
0:40:16	規制庁の岩野です。よろしくお願いいたします。
0:40:19	次なんですけども、
0:40:22	はい、少々お待ちください。
0:40:48	すいません規制庁西内です。ちょっと今の話に、
0:40:54	行く前の念のため部分をちょっと若干確認したってだけなんですけど、
0:40:58	今補助建屋クレーン本体の話も念頭に置いてちょっとしたと思うんですけど、そのクレーン本体って、具体的にどういう、
0:41:09	ふうにとらえて発見ととらえているんですかね。要は、
0:41:15	例えば新基準のときの大井の工認の説明書を見ると、発汗への対策として、火花を発生する設備としては例えば金属バーン。
0:41:26	金属製の本体に収納Cとかって書いてますけど、
0:41:31	あやごめん違うな。いや、ごめんなさい。ちょっと忘れてください。どういふふうな意味、意味合いでは下限ととらえているかっていうことだけ念のため確認しときたいんですけど。
0:41:40	要は、火花を発生する設備なのか、高温となる設備なのかとか、それ以外にも考え方がるのであればそれでもいいんですけど、どういうどういう意味合いでとらえてるんですけど。
0:42:03	はい、関西電力原子力事業本部熊倉です。
0:42:07	補助建屋クレーンなんですけれども、クレーン自体に、440。
0:42:12	ポールドイ庄野伴が据えつけられていることと、またモーターを使って駆動していることから、下限というふうに考えてございます。
0:42:24	今の回答は、ちょっとまた二つなんかあって伝電源盤が備え付けられてるっていうのが最初の話ですか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:33	だから盤自体が発火元だっていうことを言ってます。
0:42:40	関西での原子力事業本部クマクラです。電源盤というよりかは、440Vの電源を通电している。
0:42:51	のファンがあるというふうに考えてございます。わかりましたでバーは火花を発生する設備としてとらえてるっていいんですかね。
0:43:03	関西電力原子力事業本部熊倉です。ご認識の通りでございます。これです。モーター部分も結局同じ理由で火花が発生する設備としてとらえているってことなんですかね。
0:43:16	はい。関西電力原子力事業本部、沼倉です。太田につきましてもご認識の通りでございます。了解ですわかりました。で、今まさにイワノが効いてた電源断とする運用が火災防護計画とかで動作だ火災防護体系の中で、
0:43:31	どう定められているかを確認いただくとして、ちょっと考え方だけ確認しておきたいんですけど。
0:43:39	それはだから、電源断にしてるCAQ実な管理が、火災防護体系としてなされているから大丈夫っていうロジックで、
0:43:49	いわゆるその何か誤作動とか、何かふいに何か電源が入っちゃって通电しちゃうとか、そういうことはそういう管理をしているから発生しないものっていうふうにとらえているって思えばいいんですかね。
0:44:09	はい。関西電力原子力事業本部、熊倉です。こちらについても、ご認識の通りでございます。
0:44:16	一応ありがとうございますちょっと念のための部分の確認でした。ちょっとまた、先ほどの運用がどうなされているのかをちゃんと明確にさせていただければと思いますよろしくお願いします。
0:44:31	規制庁の今田です。
0:44:33	すいません次の確認に移りたいと思います。
0:44:36	同じく125とか129ページのところなんですけど、同じように定義の説明をしていただきたいんですけど関西電力としては床面を床面というか
0:44:47	監視感知器で感知しなきゃいけない面をどのよう、どういう面が、監視しなければならぬという面、床面として定義をしているのか、っていうところを説明してもらえますでしょうか。
0:45:54	すいません規制庁の今田です。こちらの質問確認は、聞き取れてただけちょっと回答お願いします。
0:46:03	関西電力原子力事業本部熊倉です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:06	申し訳ございませんもう一度対象の補足説明資料どちらの方を指しておっしゃっているのかお伺いしてもよろしいでしょうか。はい。規制庁の場です。
0:46:18	補足説明しろ衛藤 3月11日のヒアリング資料の2に、蓋、資料2の、
0:46:26	125から129ページ辺りのところですね。
0:46:33	高天井エリアのところの話です。
0:46:37	で、この高天井エリアのところで床面をオペフロに、
0:46:42	オペフロとしていますオペフロのエレベーションとしていますと、いうふうな説明がなされているんですけど、関西電力の方で、監視しなければならないねん床面っていうのを、
0:46:54	どういうものはか、どういうものが床面と定義してんのかどういうものが、どういうところが、監視しなければならない面と定義してるのかっていうところのその定義を、説明してください。
0:47:17	はい。監査委員の原子力事業本部、沼倉です。この資料2の下のページ128ページをお願いします。
0:47:29	128ページの中ほどの四角囲みの、
0:47:35	図なんですけれども、こちらについては、一番上の平面図の中にあるA断面とB断面、
0:47:44	お示ししているものでして、
0:47:49	そのうち、A断面の③。
0:47:54	所洗浄キット。
0:47:55	こちらについては、水張がしていないことから、床面というふうにし、整理して、差異感知器を設置してございます。それ以外の①②④⑤につきましては、水が張ってあるもしくは、
0:48:11	新燃料ラック、金属製のものなんですけれどもそれで埋められている箇所になりますので、床面とは、整理していない。
0:48:22	という設計にしてございます。その他、オペレーティングフロアに該当する床面につきましては、
0:48:29	他のものと同じように、床面として整理して、火災感知器を設置する設計としてございます。
0:48:38	以上です。
0:48:40	規制庁の山名です。どこの面を床面としている、監視する面としてるかっていうところの、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:48	しているかどうかっていうのは、感知器の設置のこの図面を見たらわかるので、ここについてはここ床面と見てるんだなっていうのはわかるんですけども。
0:49:00	どういう定義とかどういう判断基準で、このゆここの部分を床面に最終的に決定したのかっていうところの考え方っていうんすかねとか、とか定義みたいなものを説明してもらいたいというところです。
0:49:13	おそらく何かその床面、水面は除くとか、何か金属筐体濃ようなものがあるところは除くみたいな説明になるのかもしれないんですけど、
0:49:25	ちょっとそこら辺のところ言語化していただいて、その定義を説明していただきたいっていうのがこちらの確認したいことですね。
0:49:34	関西電力の方、説明の方をよろしくお願いします。
0:50:07	関西電力原子力事業本部クマクラです。少々お時間いただけないでしょうか。規制庁の岩根です。承知しました。
0:51:28	関西電力原子力事業本部クマクラです。
0:51:32	ITのなかーですけども、水で占められているものと、それと先ほどご説明させていただきました新燃料ラックのような金属で、
0:51:47	埋められているところ、これを、
0:51:50	除く床面というふうに考えてございます。ちょっと記載の方がわかりづらいと思い、思いますので、そのところについては補足説明資料を充実させていただきたいと思います。
0:52:04	規制庁の今野です。今、とりあえず今の説明は関西電力のがどのように定義してるかというところは理解はしましたが、
0:52:14	ですね、
0:52:15	まず、障防法の方で、
0:52:19	完成しなきゃいけない面っていうのは、そもそもまず消防法の世界の話ですけども、消防法の世界の時点で、特にその床面は、若干水面は見なくてもいいだとか、
0:52:34	その金属筐体があるような発火元にならないっていう意味合いだと私は聞いていて理解したんですけど、そういうものがあるようなところは、冠水しなくても、
0:52:44	いってというような整理を消防法の中ではまずしてないんですね。
0:52:49	なので、今回、ここについても、その水メインとかあとは新燃料貯蔵庫の下面のところですね、そこについては両方とも監視しなければならない。
0:53:00	対象だと我々は理解をしています。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:53:04	関西電力の方で例えばまず消防法の世界の中で、ここにこう書いてあるのでその水面を見なくてもいいんですとか、そういう根拠になりそうなような何かを、
0:53:16	お持ちですか、何かその説明できそうなものはあるかどうかというところを、まず、回答していただけますと幸いです。
0:53:29	関西電力原子力事業本部の牛島でございます。先ほどちょっと監視対象からですね、除外するのが水面であるとか、金属 9 台に追われてるのは監視対象から除外しておりますという旨のご説明をいたしました。
0:53:44	その心の心というかその記載のところはですね、129 ページのロゴ、火災感知器の選定理由のところの新燃料貯蔵庫はっていうところの、
0:53:56	2、2 段目の従っていこうとかですね、8 ヶ月となりうる設備で除外しているといったところで、列記をさせていただいてるんですけども、
0:54:06	この 1 の 1 段目のパラグラフのところなんです、私ども奉納感知器の設置は可能ではあるんですけども、
0:54:16	その消防法施行規則 23 条 4 項第 1 号の設置除外箇所に該当するということからですね保安水準①を確保できる、する方法で設置することは困難であると。
0:54:32	考えてございます。しかるにですね、こういった除外も含めてになるんですが、最終的にはこの江藤新燃料貯蔵庫エリアについてはですね、
0:54:43	監視すべきものとして私どもは認識しております。箇所について炎感知器で監視すると、それが保安水準 2 を確保できるように、対応いたしますと、
0:54:55	といった考え方をこの 129 ページの方では記載しているという次第でございます。
0:55:01	すいませんちょっと今野さんのご質問に対して、ダイレクターがお答えになってないかもしれませんが、ちょっとそういった考え方を私どもはしているところでございます。
0:55:12	ちょっと規制庁の岩野です。ちょっとすいません私の方が炎感知器のことなのか、煙感知器とか熱感知器のことなのかっていうところをちょっと限定しなかったのも、
0:55:22	ちょっと、そうですね。
0:55:26	回答がちょっと難しくなってきたような気がします。我々、私がちょっとイメージしていたのはその炎感知器についてで、炎感知器については
0:55:38	23 条 4 項の、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:41	第1号の丹羽の設置除外箇所には該当しないですよ。この感知器については、
0:55:49	とするとこの感知器の監視しなきゃいけない面っていうのはどこなんですか。
0:55:55	ということなんです。ね。
0:55:58	その上で、先ほどちょっと私が説明した通りなんですけど、その消防法の世界でも、
0:56:05	江藤水面であつたり、
0:56:08	ていうところは、監視対象外としているわけではなくて、そこについては、炎感知器については監視対象ですよ。
0:56:17	そういうふうには理解をしています。
0:56:20	その上でそのフォロー香月について、そう、そこは消防法の世界で、こういう理由で除外できるんですとかっていうところがあれば説明をしてください。
0:57:29	すいません規制庁の岩野です。私の会、質問聞き取れた聞き取れたかどうかだけちょっとすいません回答お願いします。
0:57:40	関西電力原子力事業本部熊倉でございます。
0:57:44	消防法上の整理等、整理させていただいて
0:57:50	回答させていただきます。
0:57:55	そのようなんですそれは次回以降、資料に起こして回答していただけるってということですかね。
0:58:02	それであれば、すいませんそのようにお願いします。
0:58:19	%モリヤですけれども当間消防工場のところを確認したしていただくということをお願いするところではあるんですけれども、
0:58:32	そこに菅間ちいを主の対象としないということについて消防法上の根拠ではないという整理もあり得ると思いますのでその辺
0:58:43	調べてそうではないということであればですね、別の整理、こういう整理なんだよということをお示しいただければなと思ってますので、
0:58:55	調べる方々、検討の方もよろしくお願いたします以上です。
0:59:07	します。
0:59:09	関西電力吉田でございます。障防法であるとか、その他、いろいろな規制文書とか、通知文書とか、ちょっと調べてみてですね。
0:59:22	そういった水が

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:59:25	あって、火災の恐れがないというところ、感知器つけなくてもいいと、直接書いてあるかどうかわからないですけども、そういうものがあればですね、それをお示しさせていただきます。
0:59:39	もしそういうものがないと、いうところで、感知器の監視対象から除外する、根拠というか、それが乏しいというふうに、
0:59:53	こちらが考えた場合は、ちょっと今
0:59:58	π
0:59:59	この感知器ですね、そういう面も含めて監視できるような、位置にはついておりますんで、ちょっとその辺網羅本本当にできてるかどうかっていうのは、ちょっとこちらで確認させていただきます、
1:00:14	そういった感知器の監視対象とする場合には、この炎感知器で水面も見れるような形にしていきたいと。
1:00:27	いうふうに思ってる次第です。
1:00:32	笠松モリヤです先ほど前半でいただいたところをですねこれから調べていただくというところの中でですね、例えば
1:00:44	法令そのものには書いてなくて例えば数値なり、工事基準書なりで書いてありますような話であればですね、それは実務上消防法施行規則そのものではないけれども実務上、
1:00:59	一般的に加瀬火災防護上いらぬ。
1:01:06	梶野古井らぬ。
1:01:08	ものというふうに考えられていると、いうことがわかるような形で整理していただければと思いますので、それは以前にもご説明いただきましたけれども
1:01:22	だけ下感知キーを吹き出し口のすぐ近くに設ける設けないみたいなどころを整理した時にも言い回ししてるかと思しますので同じようにちょっと
1:01:32	もし、法令の本部になれば、そういったような整理もあわせて来
1:01:37	確認いただければと思いますので、よろしく願いいたします。以上です。
1:01:43	規制庁の岩根です。今関西電力からいろいろ、
1:01:48	障防法とかそういった方、法令等の内容を調べて、
1:01:52	からっていう、前提条件があって先ほどの説明だったんですけど、床面については承知しましたと、ああいう紙ですいません水面については承知しましたと。
1:02:04	一方で新燃料貯蔵庫エリアのその下面のところ、ここについても同じように同じにも同じような状態だと思っておりますので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:02:14	そこについても何かしらその説明をしていただきたいと思います。
1:02:22	そうですね。
1:02:23	ていうところが、すいません一つですね。あともう1個はももとの質問ですけど床面どういう定義なんですかっていうところは、いろいろ調べてもらった上で、
1:02:33	しっかり文字に起こしてそれも資料に、か書き出していただきたいと思いますというところが二つ目です。すいません関西電力のよろしいでしょうか。
1:02:46	関西電力の久田でございます。先ほど水面の話したんですけども、新燃料ちょうどこれもピットになって、ラックが詰まってるんですけども、ここ普段
1:03:00	二つだといいますか、床に変わるような、いた、閉じられていてですね、炎感知器で見れるのは、
1:03:13	その宇和面と言いますか、その部分になるんで、そういった状況も踏まえて、どこ、どこを監視対象とすべきかと。
1:03:23	いうところについても、ちょっと文章と等を調べてですね、こちらで検討してもらいます。
1:03:42	規制庁の山野です。承知しました。ではその辺ちょっと整理をしていただいた上で、資料に起こしていただけますと幸いです。ちょっとすいません長くなりましたが高店長のところは以上になります。
1:03:53	すいませんちょっと続けて、水蒸気の方、すいませんシャワー室ですね水蒸気が多量に滞留する環境条件のところの感知器設計の確認をしたいんですけども、3月11日のヒアリング資料の
1:04:06	資料2の166ページをお願いします。
1:04:11	一番最後のページですね、このページのところで、まず(3)のところで、火災防護上重要な機器等への火災影響の評価っていうふうなタイトルがついているんですけど、
1:04:24	ちょっとまずこれ確認をしたいんですけども、火災影響の評価っていうと、我々2.3の影響軽減のところの説明をしたいのかなというふうに見えるんですけど。
1:04:35	中身を見ると、2.2の感知器の設計の、感知消火の設計のところの説明をされているとあって、
1:04:43	どちらを説明したいんですかね2.2を説明したのが2.3を説明したいのか。
1:04:48	ていうところをまず、回答いただけますでしょうか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:04:55	一般災害の原子力事業本部クマクラでございます。こちらについては2.2の方を示してございます。
1:05:02	規制庁の岩根です。あれ、規制庁の今野です。ありがとうございます。そうすると、これ、他の
1:05:08	環境条件のところでは、2冠つきの2.2の説明のところ多分違うタイトルになっていて、もっとその2.2っていうことがしっかり明確にわかるような、
1:05:18	タイトルになっていると思うので、ちょっとそういうところを見ていただいてここも、2.2の説明が、したいことがわかる、指針2.2の説明だということが明確にわかるような、ちょっとタイトルに修正をしていただきたいと思います。
1:05:33	ここがまず一つ目と、その上でですけど、
1:05:40	これは前回シンプル配管室の感知器設計のところ、
1:05:45	十分な保安水準を達成するために必ず必要な感知器なんですかそれとも、
1:05:51	ベターな対応として、設置しているものなんですかっていうところをちょっと整理してくださいっていうのを
1:05:58	シンプル配管室のところではお願いしてたんですけど、このシャワー室のところも同じで、シャワー室の入口扉の外側につけているこの煙感知器っていうのは、
1:06:08	この入口扉の感知器、
1:06:12	がないと機能しないと、十分な保安水準が満たせないようなものなのかそれともそうじゃなくてやっぱりベターの設計なのかっていうところ、どっちなのかというところを説明してもらってもよろしいでしょうか。
1:07:25	関西電力吉澤でございますし、シャワー室の扉の外側の煙感知器ですけども、
1:07:35	これについては前、前회가ちょっとヒアリングの中で、換気ダクトを通じて、
1:07:46	煙が出ていくとか、そういう状況でも、きちっと感知できるのかどうかという、そういう質問のやりとりありましたけども、
1:08:00	そういう状況で感知するためには、扉の外側、近くにですね、感知器をつける必要はあると。
1:08:12	そうしないと、普通に隣接エリアの煙を兼用するだけでは、感知できないのではないかと、いうふうに

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:08:24	我々思ってたんですけども、保安水準②というところを達成するという ことだけを考えると、
1:08:35	おっしゃるように、隣接エリアの煙、これを兼用することで、火災区画内 に火災の限定はできるので、
1:08:45	そういう意味では、ベター設計、
1:08:49	と整理できるかなというふうにも今、考えているところでございます。
1:08:57	はい。規制庁の岩野です。承知しました。それでは他のエリアの ところ、それそういうことがわかベター設計だっということがわかるように記載し てもらっているところ他のところあると思いますけどそれと同じように、
1:09:12	このところも書きぶりの修正をお願いします。
1:09:18	少々お待ちください。
1:09:29	はい。規制庁の岩間です。小松です。お待たせしました。シャワー室に ついて、ちょっと、もしこれ以上何かあれば、またこちらから確認をしま す。すいません資料の修正だけよろしくをお願いします。
1:09:42	藤すいません関西電力の方、よろしかったでしょうか。
1:09:49	はい。関西電力原子力事業本部、沼倉です。澤数の煙感知器の設計に ついて、資料の方、修正させて提出させていただきます。
1:10:00	はい。規制庁の今野です。よろしくお願いします。
1:10:03	衛藤都築次ですね、高たかて、高放射線たか天井のグレーチングの箇 所の感知器設計のところについて、確認をしたいと思います。
1:10:14	3月16日に提出された資料の資料2の130ページのところをお願いし ます。
1:10:22	このところで、えっとですね。
1:10:25	前回のヒアリングの時に、
1:10:29	ループ室のRCP側ってところのこのオレンジ枠囲みのところにある 感知器が、
1:10:39	鉄板開閉部たに重なっているように見えて鉄板開閉ベータのように、の ところに設置されているように見えるんですけども、その設置箇所正しい ですかっていうのを、煙感知器について確認をさせていただいて、
1:10:52	今回ちょっと修正をしてもらっていますと。
1:10:54	で、同じように熱感知器なんですけど、
1:11:01	資料の130ページの左側の方の図で、
1:11:06	オレンジ枠囲みのルール、
1:11:11	オレンジ枠囲みのところの、すいません、右下のオレンジ枠囲みのとこ ろですね、その枠囲みの中に、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:11:19	赤の太丸で囲ってるところがあると思うんですけど、その上ら辺に熱感知器がついてますついてるんで、
1:11:27	これも同じようにその鉄板開閉ぶたについているように見えるんですけど、
1:11:32	多分違うと思うので、そこ、そのところちょっと違うのであれば違うという回答していただいた上で、ここについてもちょっと鉄板開閉部隊はついてないってことがわかるように、資料を修正してください。
1:11:45	関西電力の方よろしいでしょうか。
1:11:56	金関西電力原子力事業本部クマクラでございます。
1:12:00	拝承いたしました。
1:12:03	はい。規制庁の岩間です。続けまし、続きまして、
1:12:10	同じくこの右側の、130 ページの右側の図のエレベーションのところの話なんですけども、このエリアは確か、コンクリート天井
1:12:22	と、あとグレーチングが両方、
1:12:26	混在してる箇所だったと思います。グレーチングと
1:12:31	コンクリート天井の境目のところなんですけど、
1:12:35	そこに、そこにはその垂れ壁とか針とかがあるかどうかというところを確認させてください。コンクリート天井のところ針とか誰かのところに貼りとかたり壁があって、
1:12:46	コンクリート天井のところ別の感知区域として、区画化されているのか、それともそうでなくて全体を、このループ室なりなり、全体を一つの感知区域として、
1:13:01	まず見て設計しなきゃいけないのかというところがちょっと気になっているので、そのところを確認するために、垂れ壁があるかどうか、梁があるかどうかってところを確認したいと思っています。すいません回答の方、お願いします。
1:13:26	音声電力原子力事業工務部沼倉です。
1:13:29	その間 2 ですけれども、高部はないというふうに認識してございます。
1:13:37	はい。規制庁の今野です。承知しました。そうするとやっぱりここは一体の換地区域として、換地設計しなきゃいけないということで、理解をしました。
1:13:47	続きまして、
1:13:55	はい。一つお待ちください
1:14:03	規制庁の米津お待たせしました、続きまして、同じく資料 2 の 131 ページからのところなんですけど、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:14:11	まず、えっとですね、今回
1:14:15	改めて、改めてとかは、新しくその空気の
1:14:21	このグレーチングからその空気の流れについていろいろ説明を説明する資料が新しく出てきてるんですけどこの空気の流れで何を説明しようとしてるのかっていうところを、
1:14:32	説明していただけますと幸いです。
1:14:51	関西電力原子力事業本部、熊倉でございます。
1:14:56	この
1:14:58	青い矢印で示してございますのが、原子炉格納用。
1:15:04	キーループ室、SG側とRCP側を含めた、空気の流れを概要で示しているものでございまして、空気の流れとしては、
1:15:15	ループ室の下部のところから、上の方に広がって、
1:15:21	上がっていくと、そのようなものを示しているものでございます。
1:15:30	規制庁の今野です。すいません。
1:15:33	十分な保安水準を満たす上でその空気の流れっていうのが、どう、どういうふうに関係しているのかっていうところを説明してもらえますでしょうか。
1:15:55	こちらの関西電力原子力事業本部クマクラでございます。こちらの説明については、説明の仕方というのを、これまでご説明させていただいておりました
1:16:09	シンプル配管室と同様に、記載して説明をしているものでございまして、この格納容器原子炉格納容器ループ室で火災が発生した際には、
1:16:22	この青い矢印で示しているような上昇する空気の流れ、こういったものに熱及び煙といったものが乗かって
1:16:33	上がっていくと、そのような状態になれば、火災を十分に十分な保安水準②を満足する程度には監視できることが可能であると。そういったものを説明したいとしているものでございます。
1:16:51	すいません規制庁の岩根です。
1:16:54	あと、ループ室のところの煙感知器の話については、ループ室すいませんシンプル配管室ですね、シンプル配管室の煙感知器については、
1:17:05	ファンの風がこういう流れになるので、ループ室の方に流れていきますと、そうすると、ループ室にある感知煙感知器、同じ火災区画内にある煙感知器で、
1:17:18	感知ができるので、十分な保安水準②が満たせますっていうそういう説明だったと理解してます。一方で、今回のこの

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:17:28	エリアについては
1:17:31	空気が流れがない等、
1:17:35	感知器のところに風、煙なり熱なりが行かないっていうような説明。
1:17:42	なんですかね。
1:17:45	何か
1:17:46	やはり今の説明を聞いても、空気が流れってというのが、どういうふうに関西電力の保安水準の説明の中に関係してるといってところがちょっとよく見えてこないんですね。
1:18:03	すみませんちょっと何か補足で、すみません関西電力の説明できますでしょうか。
1:18:20	関西電力原子力事業本部の沼倉でございます。こちらでお示しています原子炉格納容器ループ室及び加圧器室の上部のところになりますけれども、
1:18:31	考慮すべき環境条件ということで、開口部から流れ込んでくる、空気です。ね、こういったところは考慮すべき。
1:18:43	だというふうにご覧いただいておりますので、今回の資料ではそういうふうにお示ししておりますけれども、このような桐生がなくてもですね、上昇気流に乗って、上のほうに行くっていうふうにご覧いただいておりますので、なくても、感知ができるというふうにご覧いただいております。
1:19:03	規制庁野間です。今野です。少々お待ちください。
1:20:43	規制庁の米津お待たせしました。
1:20:45	まあな。
1:20:47	とりあえず今関西電力の方から、桐生がなくてもいいという説明については理解はしました。ちょっとこれに関連するかもしれないんですけど次にちょっとお聞きしたいのはですね。
1:20:59	今回そのグレーチング箇所に感知器を設置しますっていうところについて、前はまでは二倍設置しますみたいな、面積割の個数の話を書いてあったんですけど今回ちょっと一切何も記載がなくてですね。
1:21:14	関西電力としてグレーチングのところにまだピローグレーチングのところに感知器が、
1:21:19	1個あれば、十分な保安水準悪い2を満たせると思ってるのか、それとも、何かしらどれくらいの個数がなきゃいけないとか、どういう設置の方法になきゃいけないとか、もしその対称性とか見なきゃいけないのであれば、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:21:32	そういった設置をしないと、十分な保安水準②を満たせないと思ってるのかとかっていうその面積割であるとか設置の対象性とか、設置の仕方とかそういうところが、
1:21:44	どういう設置の方法をすれば②を満たせると思ってるのかっていうところをちょっと説明をお願いします。今面積割については少なくとも、何も記述がないので、
1:21:54	どれくらいの数設置することによって十分な保安水準②が満たせると思ってるのかっていうところがちょっと見えてこないなので、お聞きをしています。すみません関西電力の説明をお願いします。
1:22:10	関西電力吉田でございます。ちょっと監事面積半分とみなして二倍つけるという、説明については、今回は小西さんにしておりまして、換地面積については、障防法、
1:22:26	オオノ、規定に則って、考えると、その上で、グレーチングに付ける場合でも、必要な個数を
1:22:37	普通の天井と同じようにですね、つけていくということで、保安水準0には、達成できると。それはどういう考え方かといいますと、
1:22:49	ちょっと資料132ページですね。これ火災発生した時にですね、熱及び煙、赤いマーカーで、所、上に、
1:23:00	浮くようなポンチ絵書いてますが、
1:23:05	こういった熱、煙、これが上昇する時に、
1:23:13	火災の直上だけ切って上がっていくのではなくて、周りに広がりながらですね、エリア全体に広がりながら、上昇していくと。
1:23:24	いうところ、それは論文にも、
1:23:28	そのような状況になっているというのが見えますんで、そういったときに、このエリアから、Cvのオペフロの方、
1:23:38	2、熱煙が上がって行って、何かしら
1:23:45	広がっていくというようなそういう状況を想定した場合は、このエリア内に、それはグレーチング面であってもですね、
1:23:55	エリア内につけている煙、熱感知器、これで十分に感知できると、そういうふうにはこちらを考えて、今回、
1:24:05	ちょっと感知面積の部分の設計については見直したという次第でございます。
1:24:14	規制庁の今野S、説明については承知しました。今全くちょっと何も書かれてないという設置可能なのかわからないので、障防法正誤規則と同じ

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:24:24	面積割で設置するというのであればそのところはちょっと記載を追記し、そうですね追記をしていただきたいと思います。
1:24:32	その上でちょっと念のため確認なんですけど、今
1:24:36	フロアが上がれば上がるほど、
1:24:41	煙なり熱なりはよく水平方向に拡散していくので、ていう話があったんですけど、それは何かそのフロアの空間的に、
1:24:52	上の方が拡散していきますっていうだけだと、
1:24:57	一番下の方のフロアのところの間、
1:25:00	の、
1:25:02	火災が発生した場合には、広がりがないので見れないんじゃないかみたいな話になっちゃうと思うんですよね。そこは、何か前回もちょっと説明されてた。
1:25:12	かもしれないんですけど、
1:25:14	時間経過を、時間が経過すると、水平方向に、その熱なり煙なりが、
1:25:21	横方向にも拡散していくのでっていう、その何ていうんですかね。
1:25:28	上下のそのフロアの話だけじゃなくてその時間経過で拡散していく、揚水兵庫にも拡散していくっていうところもセットで、
1:25:39	水平方向に熱なり煙なりが拡散していくので、菅障防法と同じぐらいつけていけば、十分な保安水準②を満たすぐらいの感知はできますっていうそういう説明。金戸すいません私の方は、
1:25:52	理解していたんですけど、関西電力の方、私の認識と何か違いありますでしょうか。
1:26:00	関西電力吉田でございます。ちょっとこちらの説明が不足しておりましたけども、こちらもイワノ様と同じ認識しております。
1:26:19	規制庁鈴木です。今のイワノの説明は、
1:26:24	無限の空間において、
1:26:27	下限の脇から無限にフレッシュな家が供給される場合においては、
1:26:35	そういう説明ですねその場合においては、
1:26:39	火災が継続していった時に上に行けば上に行くほど熱は、雰囲気温度は低下してくるし、
1:26:47	要するに雰囲気温度に近くなってくるし、煙濃度はどんどんどんどん下がっていくわけですね。
1:26:54	そうすると、障防法と同じように、グレーチングのところに設置しているっていう時には、
1:27:00	その

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:27:01	熱なり煙なりの感知性能の範囲内の、
1:27:06	ところで、感知器が存在していないと。
1:27:09	漢字できないわけですよね幾ら上の方に広がりました。でもそれは、
1:27:13	雰囲気温度にほとんど同じ。
1:27:16	雰囲気になっちゃってるし、
1:27:18	煙の濃度っていうのもどんどん薄くなって、
1:27:22	いるところで幾ら、そこに感知器があったとしても拾えないわけですよ ね。
1:27:29	だからちょっと何か説明が、今の話だとおかしくてやっぱり拾えるべき。
1:27:36	領域において、
1:27:38	感知器がないと、スポット型の場合は、やっぱり無理だというふうに私は、
1:27:43	ええと思うんですけどね。で、
1:27:46	一方ですすね、ループ室、
1:27:49	て、
1:27:50	先ほどの冷却ファン、
1:27:53	以外で、
1:27:55	フレッシュなエアがどんだんどんどん際限なく供給されるような、
1:28:01	空間構造じゃないですよね。
1:28:03	だからこの場合は、
1:28:05	どんだんどんだん県、熱とか煙が継続的に、
1:28:10	供給され続けていくと、そうすると、
1:28:14	上の方に上昇していくけど、その方で、
1:28:18	構造上制約があるような流路のところにおいては、
1:28:23	制約されれば、もう拡散のしようがないわけですよね。
1:28:29	そういう、構造、流路の構造と、
1:28:34	その現象が進展するというか、継続するというかそういった状況において、
1:28:42	こういった場所においては、
1:28:44	消防法施行規則と同じような感覚で、
1:28:48	感知器が設置されていたとしても、
1:28:52	ある程度のところまでいけば拾えるんじゃないかっていう、
1:28:56	その物理的な考察がちゃんとないと、何か先ほどイワノが、
1:29:02	言ったことが私途中で止めなかったんですけど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:29:07	ちょっとその辺はちゃんと考えた方がいいと思うんですけども、いかがです関西電力。
1:29:23	関西電力吉田でございます。先ほどちょっと定性的な、
1:29:29	説明で、保安水準 02 を達成できるというような、そういう方法で回答しておりましたけども、今鈴木さんもおっしゃるようになりますね、
1:29:41	物理的にどういう状態になって、だから喚起できるんだというところ、きちっと文章でわかるようになりますね、資料実質にさしていただきたいと思いません。
1:29:56	規制庁鈴木です。
1:29:58	そのところはちゃんと説明をしていただきたいというのと、一方で、
1:30:03	先ほど冷却ファンが動いていて、
1:30:08	この空間容積に対して、
1:30:11	何回パーアワーぐらいに相当するような風量が出ているかどうかちょっとわかりませんが、
1:30:18	冷やしたいところについては、かなりの風量で冷たい空気を、
1:30:25	ぶち当てて冷やしているような状況だと私は思ってるんですけども。
1:30:31	それがあるときには、当然これ、
1:30:34	鉛直上向き方向に風を吹き出すような形にはしてないと。
1:30:41	思っているのでいろんな方向にいろんな角度で、
1:30:45	風をぶち当てるような、救急機方法をしていると思うんですけどそうしたらこの
1:30:51	ループ数の中っていうのは、そもそもそれで、
1:30:54	発生した熱だとか煙っていうのは、
1:30:59	非常に
1:31:01	速やかにですね、
1:31:03	この中の、
1:31:06	状態で攪拌されてしまう。
1:31:09	可能性もあって、
1:31:11	そういう話があったとしても先ほど言ったように、流路が制限されているってことで、この
1:31:19	資料のような話をされているのかなっていう気もしたんですけども。
1:31:25	ちょっとそ、そういう冷却ファンが動いてると先ほどの説明は通りませんとかっていう話になっちゃうと、結局拾えないのかなっていうふうに、
1:31:34	もなってしまうしそのシチュエーションに対して、
1:31:40	万能ではないけれども、ど、どういう状況においても、同じように、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:31:47	ある程度、火災が継続すれば、拾えるような状況にはなるんだっていうような、
1:31:54	説明がやはりあった方がいいと思うんですけどその辺いかがですか。
1:32:11	関西電力原子力事業本部の牛島でございます。今はスズキ様がおっしゃるようなですね、ループ数の中で、この蒸気発生器の冷却パンというものから吸気されてくる空気ですね、これがループ室内、中にある蒸気発生器であったり、
1:32:27	RCPという冷却材ポンプですね、そういったもののプラント運転中であれば、冷却材の配管も 300 度以上で、ポンプも熱を持って、
1:32:39	蒸気発生器もそれなりの熱を持った状態の物内を循環して、空気を循環するわけなんですけど、
1:32:50	そういったケーションにおいてはですねおっしゃるように、内部で空気が攪拌されるってのはおっしゃる通りだと思ってます。そう、攪拌される上ですね、
1:33:00	とはいえ、格納容器の中っていうのは、大きなボリュームの 4 期ではあるんですけども、一つ閉じた形であってですね、その中で持った熱、熱を持った空気というのは、
1:33:14	上に向かって上昇していくと、そこに火災が発生した場合にはですね、それらのもともとの熱とか、そういったものの上昇気流に乗じて、
1:33:26	煙とか、課題によって発生した煙とか熱とかいうものがですね、1 人だ形の中でですねこのループ数の中では上に上がっていくと。
1:33:37	で、火災の規模っていうものによるかもしれませんが、この取り下げの中ではですね、グレーチングの設置した感知器によって感知することが期待できると。
1:33:49	我々考えてるストーリーは、そのようなところでございます。今おっしゃられたように、攪拌するというところもあるので、そのあたりも含めてですね、加えて、
1:33:59	CVの中は閉じている、循環系であるということもですね含めて感知が期待できると。そういったことをちょっと記載充実するのかなと、今そのようなことをちょっとこちらでは考えておりました。以上です。
1:34:15	規制庁スズキ先ほどの
1:34:18	一次系ループ側で 300 度ぐらいになってるのでっていうような話のところは、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:34:24	冷却ファンと関係ないと私は思ったんですけど、なんでそんな話が出てきたんですかね。一次系ループの方は、そもそも熱損失ないように、保温材を巻いて、
1:34:35	なるべく熱が雰囲気に、
1:34:38	出てこないようにしてると思っていて、
1:34:41	一方で、確かにその熱源があるので、CVの中、熱くなっちゃうよね。電気品だとかそういったのは、
1:34:49	そんなお高い温度にしちゃうと困るのでっていう話と、中の鉄筋コンクリート製。
1:34:56	の高構造物。
1:34:58	今まさに今この部屋なんか作ってるサブコンパートメント化してるような、
1:35:03	ものっていうのは、
1:35:05	温度上がっちゃうと鉄筋コンクリートの強度落ちちゃうので、
1:35:09	そういった観点で雰囲気を、
1:35:11	50℃から 65 度ぐらいの間に、
1:35:14	コントロールするために冷却してると思っているんですけども、
1:35:19	先ほどなく 300℃がどうのこうのとかっていう話で何かこの今の、
1:35:24	説明と何か関係あるんですかね。
1:35:30	実際ウシジマでございます先ほどの表現につきましてはかえって混乱させましたので訂正いたします。おっしゃる通りで、ループの配管とかですね中の液体の温度は 320 度 330 度であっても、スズキ様がおっしゃるように、
1:35:46	部屋のコンパートメントの温度につきましては、コンクリートであるとか鉄筋を考慮して、50 度とか 60 度といった温度に抑えるように、冷却ファンを考慮しているといったお話でございますので、
1:35:59	すいませんかえって混乱させたあの辺は取り消しさせていただきます。以上です。規制庁鈴木です。わかりました。ちょっと今の説明は大体理解したつもりですが、ちょっとお待ちください。
1:43:53	すいません規制庁の米津お待たせしました。1 度ちょっと関西電力の考えをしっかりと資料に起こしていただきたいと思いますこちらの方でもちょっと頭の整理をします。
1:44:05	すいません。阿藤すいません次の確認事項に移ります。
1:44:09	ここのグレーチングの箇所なんですけど、資料 2 の 125 ページのところで、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:44:17	ループ室と加圧器室で、感知器の設置の方法っていうのがちょっと違うと思うんですね、ループ室っていうのは煙感知器を天井面にだけつけて、
1:44:27	熱感知器をグレーチング面にだけ付けますと。
1:44:30	一方で加圧器室については、
1:44:32	煙感知器についても、熱感知器についても、天井面とグレーチング面両方に設置しますっていうふうになっていて、
1:44:41	何、どういう違いがあってその設置方法に違いが、
1:44:46	あるのかっていうところを説明してもらえますでしょうか。
1:44:58	関西電力吉田でございます。ループ室と香月室上部の違いは、20メートル未満か20メートル以上かというところの違いがこういうふうになっていて、
1:45:12	ループ室は煙を天井面につけて、熱をグレーチング面というふうに書いてるんですけども、そこは
1:45:22	煙熱を、天井面で熱をフレッチング名という架空のも、別同じかなというふうに思ってます、
1:45:33	結局食う間違いとしては、天井面に煙熱をつける設計はどちらも同じで、グレーチング面2、熱
1:45:43	をお付け熱だけつけるのか、熱と煙どちらもつけるのかと、その部分が違うというふうにこちらは考えております。ですんでちょっと
1:45:55	ループ室で、熱はグレーチング面だけというふうにちょっと限定してる部分で、何か他にも違いがあるような、そういう記載になってますけども、
1:46:09	そこは天井面の部分については同じというふうに、こちらは考えてますんで、ちょっと記載については、そういう誤解が生じないように、
1:46:19	修正したいと思います。
1:46:26	すいません規制庁の今野です。加圧器室が、
1:46:30	加圧器室が20名、どっちが20メートル以上でどっちが20メートル以下だと思ってるんですけど、加圧器室もループ室もどちらも20メートル以上ですっていう説明じゃなかったでしたっけ。
1:46:45	関西電力吉田でございます。ループ室はコンクリート天井が一部で、
1:46:54	でもあるというところで床面から、このコンクリート天井まででいくと20メートル未満、
1:47:04	というふうに、ここのエリアとしては考えてます。加圧器室は20メートル以上というふうに、こちらは考えております。
1:47:22	規制庁の米津今野です。少々お待ちください。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:49:55	わかりました。
1:50:01	はい。規制庁の岩野です。お待たせしました。
1:50:05	すいません今説明先ほどの説明をお聞きして、したこちらの理解としては、グレーチング面とか天井面で、設置方法分けているわけではなくてあくまで高さ、
1:50:17	が、20メートル以下なのかどうなのか煙感知器を設置できる場所なのかどうなのかとかっていうところで分けているだけで、ただだというふうに理解をしましたので、
1:50:31	ちょっとその何ていうんすかね。
1:50:34	わかりにくいような表現があったらその部分修正をしていただきたいと思います。
1:50:40	関西電力の方よろしいでしょうか。
1:51:06	はい。関西電力吉澤でございます。ループ室を加圧器上部の設計の違いについては、20メートル未満か20メートル以上かと、そこだけになるので、ちょっと天井面部分の設計が、
1:51:21	何か異なるような考えで、設計しているように誤解が今あるかと思えますんで、ここ誤解がないようにですね、現状面の部分は、
1:51:34	どちらも熱煙、
1:51:38	設置可能な場所につけると。
1:51:40	天井面を主体として設置できる場所になっていると。煙は天井を見つけると、
1:51:48	加圧器室上は20メートル以上のため、グレーチングに、にも熱をつけるというところ、そこをはっきりと違うのがわかるようにですね。
1:52:00	ちょっと資料を見直ささせていただきます。
1:52:08	規制庁の岩間です。グレーチング面とか転落、あ、すいませんお願いします。
1:52:14	関西電力原子力事業本部、熊倉でございます。資料2の下ページ125ページをお願いしたいんですけども。
1:52:25	今後、
1:52:27	今
1:52:28	吉澤の方から説明させてもらったその天井高さの、
1:52:33	鼻Cによる設計の違いっていうところは、この4ポツ放射線量が高い場所を含むエリアにおける感知器の設計の、(1)と(2)のそれぞれ1行目、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:52:46	のところの記載で、一応記載はしてるんですけども、ちょっとこちらの記載について、
1:52:53	見直すところがあれば、ちょっと修正して、わかりやすいように、
1:52:59	ちょっと修正をしたいと考えます。
1:53:10	規制庁の今井今野です。少々お待ちください。
1:54:42	はい、規制庁の今野伊澤お待たせしました。この書き方については
1:54:47	我々はですね、
1:54:50	結果としてこういう設置方法になりましたっていうことが書かれているだけなのであれば、ここに記載については特段、何もコメントはございませんし、それとは別にですねという。
1:55:02	方針でつけているのかっていうところを、
1:55:05	しっかり書いてもらって、その方針が、別にグレーチング面と天井面で、設置の方法分けているわけではなくって、
1:55:15	高さについて、高さに対して、こういう方針で設置していると、最終的に結果としてこの 125 ページのところ、こういう設置の方法になりましたっていうふうな最終的な結果をここに書いてもらうように我々は、
1:55:29	特段異論はありません。なので方針のところすみません、繰り返しになるんですけどしっかり書いてくださいと。
1:55:35	そういう確認になります。
1:55:38	関西電力の方よろしいでしょうか。
1:55:44	はい。関西電力吉田でございます。エリアごとの設計を詳細説明する前に、導通する。
1:55:54	考え方でね、その記載が不足しているというご指摘だと受け取りましたんで、ちょっとループし香月室のそれぞれのエリアの説明に入る前にですね、
1:56:07	共通する考え方、それを記載するように、資料を修正させていただきます。
1:56:17	はい。規制庁の岩野です。すみませんそれではよろしく申し上げます。
1:56:22	すみませんちょっと最後の方の項目に移りたいんですけども、ちょっとすみません。予定していた時間に近づきつつありまして、関西電力の方をこのまま続けられるのかどうかというところ回答お願いします。
1:56:39	すみませんとりあえず 30 分ぐらい、17 時 15 分ぐらいをめどに、ちょっと終わりたいなとは思っていますのでそれぐらいまで、すみません 1080。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:56:49	19時ですね、すいません19時15分ぐらいをめでに終わりたいと思っているので、そこら辺ぐらいまで続けられるかというところ、回答お願いします。
1:57:00	はい。関西電力現職事業本部牛島でございます。逆に申し訳ございませんけれども引き続きよろしく願いいたします。
1:57:09	はい。規制庁の岩間です。承知しました。も、藤セキさん、それでよろしいですか。
1:57:18	はい構いません。はい。守谷室長いかがでしょうか。
1:57:22	大丈夫です。はい。すいませんちょっと次に進みたいと思います。
1:57:27	次はですね施工上の留意点のところの話です。
1:57:30	資料の、すいません3月11日のヒアリング資料の1の13ページをお願いします。
1:57:46	ここのところの回答なんですけど、ですね。
1:57:51	Bと、どちらにも書いてあるんですけど、従って、
1:57:56	そうですねの方だと、下から3行目のところに書いてあるんですけど、従ってエリアの下部にある入口扉等の開口部を通じて、他の火災区域または火災区間、
1:58:08	国、火災の影響が及ぶ前に火災を、
1:58:11	感知できると考えられるためってここ書いてあるところの部分についてなんですけど。
1:58:18	衛藤。
1:58:19	この文章は、こういう理解、こういう説明しようとしているっていうふうに我々理解しているっていうところなんですけど、まず、Bについては、
1:58:30	針の高さっていうのが、
1:58:34	入口扉の外側の開口部の高さに比べて、開口部の方が下にあるので、梁のところに溜まって感知がしてから、
1:58:45	エリアの他のエリアの方に環境、火災の影響というのが及ぶので、
1:58:53	そういう張りの高さに比べて、A棟エリア下部の開口部っていうのが、
1:59:00	その梁の高さにも下にあるので、
1:59:04	火災が他の影響の他のエリアに及ぶ前までに、感知ができますと支障が、
1:59:09	原子力、原子力施設の安全に支障がないんです、そういう説明をしようとしているのかなと思っているんですけど、その同じ共通理解でよろしいですか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:59:22	すいませんちょっと説明が拙くて申し訳ないんですけど、もし違うのであれば、ちょっとどういうことを説明しようとしてるのかっていうところも含めて回答お願いします。
1:59:33	関西、関西電力吉田でございます。こちらで説明したかった内容は、今おっしゃった通りでして、
1:59:43	針の高さ、現状から張りが
1:59:48	出ている部分よりも、開口部は下の方なんで、下の方から、他のエリアに火災影響がれそうな、
1:59:59	状態になれば当然、患者していると、いうことを言いたかったものです。
2:00:07	はい。規制庁の岩野です。説明について理解をしました。ちょっとそこら辺ですねちょっとそうなかなか想像力を働かせないと読み取れないところもあったのでその
2:00:18	針の高さが、入口扉の外側の部分に比べて、開口部の方が下にあるので、
2:00:27	他のエリアに火災の影響が及ぶ前に、感知器で感知できるのでかさ原子力施設の安全に支障がないっていうところをちょっと説明を追記していただきたいと思います。
2:00:39	その上でですけど、委員についても同じですね。
2:00:42	についても同じように対応していただきたいと。その上でなんですけども、
2:00:49	今説明があった。
2:00:54	通りですね、
2:00:57	ます。今の説明がちゃんと、今回敵意Bを適用しているエリアについて、ちゃんとそういうふうな張りの高さ、
2:01:08	開口部の位置関係ってのはそういうふうになっているかっていうところを確認したいので、
2:01:13	AB、それを対応してる、を適用しているエリアについては網羅的に
2:01:21	張りの高さ、吹き出し口、すいません針の高さと、あと開口部っていうところの位置関係がわかる資料っていうところを、すいません網羅的につけていただきたいと思います。
2:01:33	ちゃんとそういうふうな位置関係になってるかっていうところがわかるような資料を提出していただきたいとすいませんそういう趣旨になります。関西電力の方、よろしいでしょうか。
2:02:06	うん。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:02:08	監査委員の原子力事業本部熊倉です。判例。BEを用いて感知器を設置している部分の開口部等の状況をですねお示しできる資料。
2:02:20	について、何か今お示しできるように、ちょっと準備したいと思いますので、また、提出させていただきます。
2:02:31	はい。規制庁の岩間です。すいませんよろしくお願いします。少々お待ちください。
2:04:27	すいません規制庁の岩野です。すいません先ほどちょっと網羅的にっていうふうに言ったんですけど、ひとまず、AB、E1ヶ所ずつ、1例で示していただいて、
2:04:38	あと、今回ちょっと説明を追記してくださいっていったところをこの凡例のBの中にしっかり入れ込んで、
2:04:45	いただきたいと。
2:04:47	すいませんちょっとそういうふう発言を修正します。関西電力の方よろしいでしょうか。
2:04:54	はい。関西の原子力事業本部クマクラでございます。判例Aいに対して、それぞれ例をお示するというので、
2:05:05	今おっしゃっていただいたことを拝承いたしました。以上です。
2:05:08	はい。規制庁の今野です。よろしくお願いします。続きましてなんですけど、前回のヒアリングの際にですね、1月26日の委員会資料のBeのところの、
2:05:20	説明について、ちょっと規制庁の方で引き取って、検討して回答しますっていうところが残ってたと思います。
2:05:30	ABっていうのが消防法施行規則通りなのか、それとも、そう、またすつ。
2:05:38	そうじゃないのかっていうところの回答のところの説明ですね。ちょっとそれについて今整理を今回整理をしますので、お伝えします。
2:05:49	1月26日の委員会資料のところの説明しているような
2:05:55	設置の方法については、消防法施行規則には適合はしていないんですけども、その原子炉の施設の安全に支障がないことが確認できれば、
2:06:09	火災防護審査基準に適合しているとみなしても良い方法として、
2:06:15	委員会資料で説明をしているので、今のような回答になります。なのでもしちょっと関西電力の方で認識が違うのであれば、ちょっとそこは修正をしていただきたいと思います。
2:06:28	関西電力の方この点について、何かあればお願いします。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:06:39	はい。関西電力吉田でございます。消防法施行規則通りではないけども、火災防護審査基準に適合していると、いうことで、
2:06:51	保安水準の適用対象ではないというふうに、こちらは理解しました。
2:06:58	ありがとうございます。
2:07:00	はい。その理解で結構ですのでよろしく申し上げます。
2:07:05	次の項目ですね。
2:07:07	次がですね、前回これも前回のヒアリングでの内容なんですけど、前回のヒアリングでシンプル配管室のサロンのところについて、熱感知器を設置できない理由っていうのを、についてですね。
2:07:20	関西電力の方から、消防法施行規則の 23 条の 5 項のところを理由に、熱感知器は設置できないというふうに説明をされていました。
2:07:32	で、ここに、これについてなんですけども、
2:07:36	まず消防法施行規則の 23 条の 4 項のところ、火災防護審査基準で引っ張っている 4 項のところでは、
2:07:46	システムサロンのところに熱感知器を設置できないということは一切書かれていません。
2:07:53	で、5 項のところについても煙感知器を設置するように規定されているだけで、熱感知器を設置できないとは書いていないんですね。
2:08:03	なので、我々としては、ここについては、
2:08:07	23 条の 5 項が理由で熱感知器を設置できないんですっていうことにはならないと思っています。
2:08:13	で、ただこのところ設置できないから設置してくださいよっていうことを言うつもりはなくてですね、
2:08:21	この建屋の部分について、シンプル配管室の煙のシンプル配管室のところについてはですね、
2:08:30	梁とか、そうですね張り入口扉と建屋のところの間に、梁とか垂れ壁ってところがないので一体の感知区域としてみなさなきゃいけなくて、
2:08:41	建屋のところに感知器が設置できない以上、ここについてはもう、
2:08:47	十分な保安水準を適用するしかないんですね。で、
2:08:51	そういうことであれなのでその一部だけしっかりつけてもらう必要ももはやないので、ここについては、建屋のところも支社傾斜のところも含めて、
2:09:03	十分な保安水準が説明できるような説明であれば、すす十分な保安水準が

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:09:11	確保できることが説明できるような、感知器の設置であれば、必ずしもその置けるところは全部網羅的に置きなさいと言うつもりはないので、そのその保安水準の説明のところだけ、しっかり
2:09:24	説明をするようにしてくださいと、ここについて我々の見解は以上になります。
2:09:31	すいませんちょっと長く話してしまったんですけど、関西で、
2:09:34	はい。
2:09:36	規制庁スズキちょっとだけ補足しますと、
2:09:40	十分な保安水準に、
2:09:43	なることだけを説明してくださいって言うのはこれは我々の手続き論上、
2:09:51	火災防護審査基準通りに設置できなければ十分な保安水準で説明してくださいと言ってるだけですので、
2:09:58	十分な保安水準が説明できれば、
2:10:01	何でもいいんだよっていうつもりはありませんので、ちょっとそこだけは誤解しないように、聞いといてください。お願いします。
2:10:18	関西電力吉江でございます。今感知器設置できない場所として、立坑部分と、傾斜の部分と分けて、
2:10:28	それぞれ理由づけしてるんですけども、そこは一体として考えた場合に、立坑天井というところが、障防法で言う、天井面というふうはこちらも思ってますんで、そこに煙も熱もつけることができない。
2:10:46	いうところで、保安水準を適用するというそういう流れで、こちら、資料の方を見直したいと考えております。
2:11:07	すいません。
2:11:08	すはい、すいません規制庁の岩野です。説明についてそうしましたので、資料の方修正をお願いします。
2:11:17	すいません守屋室長からもし何か補足とか何かコメント等あればお願いします。
2:11:26	特にはちゃんと説明内容が反映されればいいかなと思ってます。よろしく。
2:11:32	はい、規制庁の今野恵生氏、失礼しました。ありがとうございます。すいません最後の項目に移りたいと思います。最後すいませんちょっとサービスのところの話にⅡ、ちょっと戻ってしまうんですけども、
2:11:45	ちょっとこれ一はですね、そうですね。ちょっと確認をしたところがありまして、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:11:55	このサーバー室の系統図、すみませんちょっと今多分、資料で系統図がついているところが、もしかしたらなかったかもしれないんですけど、
2:12:09	ダクトのすみません、度ダクトの配管ダクトの部分の、すみません、何ていうんすかね系統図ですかね。
2:12:17	コールド側で、すみません。
2:12:24	コールド側のところ、コールド側のシャワー室っていうのは、管理区域に設定されてない管理区域外のところ場所ですと、
2:12:33	ホット側のホット側のシャワー室のところ、火災が発生した場合に、汚染された空気っていうのが、落度を經由して、
2:12:45	コールド側のコールドシャワー室の方に流出する可能性があると思うんですね。系統図として、ダクトの系統としては繋がっているんで、
2:12:57	そうしたときに
2:12:59	汚染された空気が、管理区域外に流出スルーっていうことになってしまうんですけど、何かそれは問題ないのかどうか。
2:13:09	新基準の審査でおそらくその辺は見ていると思いますので、新基準の審査で、どういうふうに説明していたのか、であるとかあと、その火災区域とか管理区域、
2:13:21	放射線管理区域っていうのが、ちょっと整合しないような設定の仕方をしてますけど、そういうその設定の仕方っていうところを踏まえて、どういう設計になっているのかっていうところをちょっと確認を。
2:13:33	最後にさせていただきたいと思います。
2:13:36	ちょっとすみませんまた長くなってしまったんですけど関西電力の方から説明をお願いします。
2:13:46	関西電力原子力事業本部クマクラでございます。まず初めにほっとしあわせえとコードシャーツ数、こちらこの系統図上繋がって、
2:13:57	いるのですが、そこを通じて放射性物質が流出しないのかどうかといったところについてですが、こちらの方と幸せ功労者含む、放射線管理室としては斜線管理室、吸気ファン、
2:14:13	と放射線科管理室排気管、こちらを使って吸排気し余している設計としておりまして、その排気っていうのは排気と、
2:14:23	を通じて、放出されるというせ、換気空調上の設計になってございます。この放射線管理室吸気ファンと、排気管なんですけれども、こちら、通常通り、
2:14:37	運転されて、
2:14:39	あれば、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:14:41	そこのダクトを通じて、放射性物質が広域するっていうことはなくて、引っ張られる方に常に引っ張られると、いうふうに考えてございます。
2:14:52	なおファンなんですけれども、日経と用意がございまして、もし野間逸1ゲートが、
2:15:01	故障内でトリップしたとしても、もう1件等によってそれ廃棄することができると、そのように考えてございます。
2:15:13	すいませんあと、後者の方のご質問で、
2:15:20	当浅井区域区画の設定のお話があったとございます。あったと思うんですけれども、火災区画ですね、このシャワー数があるところに関しましては、
2:15:35	失礼しました浅井パックなんですけれども、
2:15:44	火災防護の審査基準にありますように、タイヘキありバックや固定式消火設備等によって火災区域を細分化した、火災防護上の核として火災区画を設定しているんですけれども、
2:15:58	この区画の設定において、管理区域の境界かどうかっていうことは、特段、表立って考慮しているものでは、
2:16:08	ありませんね。今回、ご指摘のシャワー室がある火災区画、出入り管理室なんですけれども、こちらは管理区域に人が出入りするための流域管理ゲートってところが、
2:16:21	管理区域の増加になってございまして、壁等で特段、区分されていないので、非管理区域と管理区域って一つの火災区画にまとめて、今回設定し、再稼働時から設定しているものでございます。
2:16:37	C以上です。
2:16:42	規制庁スズキです
2:16:45	通常運転時においてそういう気流のコントロールがされていて、
2:16:52	管理区域、非管理区域ってところの、
2:16:57	区別をしているってところは理解できるんですけれども、
2:17:04	一方で、
2:17:06	火災が起きて先ほど言ったように、
2:17:10	逆流しない設計にしているから逆流は想定しなくてもいい。
2:17:15	ていうような、
2:17:17	話ってほ放射線防護上なんかそういうのあるんですかね。
2:17:22	火災が起きて、仮仮にですねこれ逆流しちゃって、コールドシャワーとかトイレの方に、
2:17:29	が汚染されたときに、そこを消火に入りますって言った時は、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:17:35	火災防護上はそこは、
2:17:37	汚染された領域として、
2:17:42	火災活動に入る、社主消火活動に入るとか、或いは鎮火確認に入るとかってそういうふうに指定されて、
2:17:51	いるような管理がなされるので、大丈夫みたいなそういう考え方があるんですか。
2:18:11	関西電力島でございますちょっと今の鈴木様のご質問の意図されてるシチュエーションというものがこちら掴みかねているところが正直ございまして、そうですね、コールドシャワー室とホット沢室の排気というものの
2:18:27	出先のところには防火ダンパ等はなくですね、その先農閑期排気ダクトからの、
2:18:35	空気というものはすべてその先にある排気ファンによって、空気が引っ張られている状態であると、ということなんです。そのシチュエーションにおいて、
2:18:47	火災があった場合に、
2:18:51	逆流するところがあるんですけどこちら理解がついていけなかったところなんです、そういったシチュエーションでそのコメントをされてますでしょうか。規制庁数でその放射線、
2:19:04	防護長を、こういった、
2:19:07	動的機器によって、どんなシチュエーションでも、
2:19:11	ちゃんと管理区域管理区域、
2:19:15	のを、
2:19:17	区分けがし管理できているという、
2:19:21	そういったものっていうのはそもそもともとですね、放射線防護上、
2:19:28	設計方針として、まずあるんですかっていうことと、
2:19:33	それから火災という、通常運転状態ではない。
2:19:38	何かしらの事象が起きたときに、先ほど、火災があったとしてもこれは1Fは2台あるから、
2:19:47	通常状態と変わらない管理状態、放射線防護上の管理状態が、
2:19:52	維持できるはずですよっていうふうに言ってたんですけど、そういったところまで放射線
2:19:58	防護管理上、
2:20:00	考慮した設計がなされている。
2:20:03	ということなのかっていうことをまず一つそれから、それがなされてないとしたら、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:20:08	ダクトが繋がっていただくと逆流しないようになってないとしたら、
2:20:13	非管理区域が汚染されてしまう可能性があって、その汚染された。
2:20:18	本来非管理区域なんだけど汚染された場所に、
2:20:22	消火のために人が入るとかチンチン間の確認のために人が入るって言った時に普通、非管理区域であれば、あのな、何も気にせずに、
2:20:32	勝手に入っていけると思うんですけれども、でも汚染されるのが前提になってるような、
2:20:39	ダクト設計になってるとしたらそれって大丈夫なんですかねっていうことを確認したいってことです。
2:21:14	ちょっとですこれ審査に関係ないので、ここの、
2:21:18	シャワー室の説明をするときの先ほどの紙、感知のシャーシの外側の煙感知器の説明をするときに、
2:21:27	そういう話が庁内で出たときに、我々どう説明すればいいのかってことを聞いているだけなので、今この場で答えられなくても全然構わなくて、後程ちょっと教えていただければ結構です。
2:21:47	はい、関西電力原子力事業本部熊倉でございます。
2:21:51	拝聴いたしました。
2:22:04	はい。規制庁の今野です。これについては特に審査会合までとかっていう縛りはないので、
2:22:12	す。ないので、準備が抽出できればまた、回答をお願いします。
2:22:20	これをこれで今回、
2:22:23	とこちらから確認するものは、以上になります。
2:22:27	すいません。全体通して関西電力の方から何かあればお願いします。
2:22:43	はい。関西電力牛島でございます。本日ちょうだいしましたコメントにつきまして、資料の修正が必要という箇所は認識をいたしましたので、またホワイトボードにも残してですね、資料の反映をさせていただきます。
2:22:56	加えてなんですが、ちょっと時間も限られてますので、昨日お出ししてる資料の中にですね、そのようなものが入ってますという紹介だけ。
2:23:06	さしてください中身の紹介ではありません。資料としてこういうのが入っているという紹介のみとさせていただきます。昨日お出した資料の1の方です。
2:23:18	資料1のですね、添付3という形でcページで見ていただくと44ページから71ページのところにパワーポイントのイメージの資料をつけてございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:23:31	44 から 71 ページのところですか。こちらがですね今後審査会合等をイメージした場合に、それを念頭にこれまでの議論をパワーポイントで説明できるようにという意図で作成したものでございます 44 から 70。
2:23:47	1 ページがその審査会合イメージ資料でございます。加えて 72 ページから 88 ページが、基本設計方針の、前回のヒアリング時からコメント反映版の対比表でございます。
2:24:02	89 ページから 98 ページのところは、基本設計方針と、火災防護に関する説明書の対比といったものを、昨日の資料 1 にはつけさせていただいております。
2:24:15	またこちらの方もですね、ご確認いただければ幸いです。私の方から以上です。
2:24:23	はい。規制庁の今田です。承知しました。
2:24:26	全体通してセキさんから何かあればお願いします。
2:24:33	はい。規制庁の関です。まず 1 個、ちょっとすごく、
2:24:41	細かい話で申し訳ないんですがちょっと設備の構成だけちょっと確認をしたくて、最初の方で出てきた補助クレーンの話なんですけど、これ、
2:24:55	電源が来ている 400V のバーは固定されていて、多分モーターとかは移動。
2:25:06	をするグレーの方に乗っかってるって感じになってると思うんですけど、これの 9 電の補
2:25:12	方式っていうのは、ケーブルで時間接続されているのかそれとも給電系、給電系のレールで、
2:25:21	接触して、
2:25:24	給電しているのかっていうのはどっちでしょう。ちょっと設備構成だけ確認したいんで、ちょっと教えてもらっていいですか。
2:25:38	監査委員の原子力事業本部クマクラでございます。補助建屋クレーンですけれども、こちらの鳥居のほうから給電しているものとなっております。
2:25:48	はい加瀬河川まあまあトロリ河川から接触して引いてるというふうになっていてそこは空気セイシュ生食脈聞いだ一っていうことで一応理解をしましたありがとうございます。
2:26:03	細かい話は以上になります。予定の話もこのまましちゃっていいんでしょうか。岩野さん。
2:26:13	すいません伊ワノです。すいませんちょっとまず、前に守屋室長の方から、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:26:19	いうスケジュール前までのところで何かあればお願いします。なければスケジュールについてです。私は大丈夫です。はい。続けてください。はい。はい、わかりましたじゃすみません関さんのスケジュールの方で、何かコメントがまずあるようであればお願いします。
2:26:34	はい。規制庁の関ですお疲れ様です
2:26:37	藤。
2:26:38	ちょっとここまで、
2:26:42	まずは、出された資料について出していただいた資料について、
2:26:48	一通りのエリアについて、まずは1回返そうということで私たち今まで見てきているんです、見てきたというところなんですけど。
2:26:58	ちょっとこの辺ですわね1回、ちょっと審査会合をやるにしても、現状のステータスがどうなってるのかなっていうのを、
2:27:08	お互い一覧形式で、一覧で少し確認をしたいと思うんで、
2:27:19	ちょっと関西電力の方にはお手数なんですけれども、ちょっと今現状、
2:27:28	そのステータスがどうなのかなあっていうのをちょっと1枚まとめていただきたいなというふうに考えてます。
2:27:35	それでスタート地点は前回の審査会合になります前回の審査会合のときには、いろいろなエリアについていろんな説明をされていたんですけど、
2:27:46	そもそも、
2:27:50	うん。
2:27:53	それが保安水準1に当たるのか2に当たるのかっていうところから、ちょっとまだ整理ができていなかったというふうに私、私たちはあの場では認識をされていて、
2:28:05	それに比べると多分今の状態っていうのは、グレーチング、ごめんなさい加圧器のグレーチングのところをはじめそういうところは大体保安水準に説明、
2:28:18	費用というふうに関西電力は医師としてはあって、そのところで
2:28:27	だと思います。それで、感知器がその背設置できない。
2:28:33	設置することが適切でないことについては大体のところは、グレーチングは抜けていくので、感知性能が出ないというところでは共通理解になっていて、
2:28:45	それで、ただ、今、今どこの面でどういうふうに現地すればいいのかっていうところを多分議論、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:28:54	資料を出していただいて、それが事実確認ができるかっていうところのステータスにあると思うんですよね。
2:29:02	という程度のところの押さえでですね、ちょっと各
2:29:08	各エリア、どういうちょっと生説明をされていてどういうステータスにあるのかな。それに対して
2:29:17	今最新の指摘内容はどういうことなのかなっていうところをちょっと一覧で簡単にまとめていただきたいなと思うんですが、関西電力の方でできますでしょうか。
2:29:33	はい。関西電力牛島でございます。今おっしゃった点理解いたしました理解はですね、2月7日の前回の審査会后、
2:29:45	この時にこちらご説明したところを、起点としまして、それぞれのエリアについてその後やりとりをさしていただいて、
2:29:55	当時、2月7日時点では例えば保安水11と、こちらは考えていたものがですね、その後の検討結果やりとりの結果、保安水準にと皆をさしていただいたとかですね。
2:30:08	そういった指摘を踏まえたやりとりの結果見直した値をですね、対比する格好で、表みたいな形でですね、整理したいと思います。
2:30:19	それでもってですね、ちょっと2月7日からこのように変容しましたというのがお互いに理解が一致するようという意図で、理解をいたしました。以上です。
2:30:33	はい。お願いします。ちょっと日比担当の方は大分深いところに入っていて、最後の詰めをしているという認識でいるんですけども、ちょっと立ち返ってみるとですね、
2:30:49	あの場では、
2:30:55	あの場で今後の話をしたときに、結局今の状態というのは、オン、
2:31:02	今まで説明されたことと同じ路線でいこうとしているのかどうか、その細かいところがまだ確認が終わってないだけで大枠のところは、
2:31:15	済んでいるのかどうか方向性は一致できているのかどうかというところも確認をしていきたいと思うんですよね。そうしないとちょっと今どの立ち位置にあるのかっていうのがお互い、
2:31:27	ちょっと理解し、
2:31:30	していないと、そちらも結局質問されてる時に、どこの話をされてるんだろうっていうのがちょっとお互い見えなくなってきたら、見えなくなってくるよ。
2:31:41	ような感じがするのでちょっとそういう趣旨も含めてですね、ちょっと主、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:31:49	規定タッフ管理だけはちょっとしっかりしたいなと思いますのでちょっとお願いいたします。私ので、その上で、審査会合のところ、どこまで、
2:32:03	できてればいいのかかける価値があるのかなあであるとか、そもそも前回のところでは私を代理してスズキがですね、
2:32:16	新たな議論があるんだったらやらないといけないけれども、そうじゃなければ、事実確認でもいいんじゃないかっていうようなところも申し上げるところあるので、ちょっとその、
2:32:28	ちょっと切り分けにも使いたいというふうに考えています。ただちょっと審査会合をやるかどうかは、その指標を見てみて現状のステータスをオンをちょっとまずはきちんとお互い確認をすること。
2:32:41	それから、その中で現状、前回までの議論におさまった中での事実確認が続いているのかっていうところが見えるのかどうか、それから、
2:32:53	現状ちょっとまだ最後細かいところまで確認終わってないので、それがちょっと最終的にはどのくらい時間がかかるのかっていうところも込みですね。
2:33:03	審査会合をやるべきかやらないべきか、或いはその7月7日にこだわっていて、
2:33:11	やるべきなのか、
2:33:16	まとまった段階でもいいのではないのかってところについてはちょっと生活の確認をしてからですね、
2:33:25	どういう場がいいのかっていうのはちょっと検討したいというふうに考えてます。私の方がちょっと言いたいことを、
2:33:31	一方的に言いましたけれども以上になります何かご意見あればお願いします。
2:33:37	はい。関西の嶋でございます。おっしゃってることは理解をいたしました。2月7日の審査会合ですね、引き取られた形から以降ですね、新たな論点として議論してるところはあるのか否か。
2:33:51	そういったところのステータスをし、整理をちゃんとしておきましょうということだというふうに承知をいたしましたので、まずはその整理を進めさせていただきます。
2:34:02	はい。規制庁の関ですありがとうございますじゃそれをお願いします。それだけはちょっと早めに来週頭には出しておいていただけるとありがたい。
2:34:14	仕切りを進めたらちょっと別のステータスでちょっとお出しただけとありがたいと思ってます以上です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:34:23	はい。規制庁の岩間です。
2:34:26	旭化成の芝でございます。ただいまおっしゃっていただいた点理解いたしました資料修正と切り分けてこちらの方急いで対応するように心がけます。
2:34:38	はい。記載は関川医長なんで岩野さんお願いします。はい。規制庁の岩根です。ありがとうございます。それではさっきの表のところはできるだけ早く対応していただきまして、
2:34:51	資料の修正の方について、どれくらいのめどで出せそうかというところ関西電力の方回答をお願いします。
2:35:36	はい。関西ウシジマでございます。まず資料の方はですね、31位でお出ししたいと考えてございます。表の方はですね、でき次第、お話ししたいと思っております、
2:35:50	ちょっと今日がですね、24日の、もう夜になっておりますので、気持ちの上では、来週28と申し上げたいところなんですけれども、
2:36:01	ちょっと28になるのか29日の、できるだけ早い時間体になるのか、ちょっとそのようなイメージで頑張らせていただければということを考えている次第でございます。
2:36:13	以上です。
2:36:24	規制庁の関です一応承知しました。あれ、二宮さんすいませんスケジュールめいた団地でしたっけ、28。
2:36:35	でしたっけ。新美です。28日の14時です。はい。
2:36:43	とだけ言っておきますすいません以上です。はい。
2:36:54	はい。規制庁の岩野です。とりあえず関西電力のめどについては、お聞きしました。すいません関さんからも、今のところはとりあえず
2:37:05	スケジュール感でよろしいですかね。
2:37:09	はい。多分、ご担当の方頑張ってくださいしかないと思うんではい。よろしく申し上げます以上です。
2:37:19	はい、わかりましたありがとうございます。それでは
2:37:23	そうですね。衛藤。
2:37:25	そうですねすいません。衛藤モリヤ市長からスケジュールについて何かあればお願いします。
2:37:32	はいはいはい。
2:37:34	おっしゃるような形で進めていただきたいと思いますのでぜひよろしくお願いたします。以上です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:37:41	はい。ありがとうございます。それではこちらから特段何もございませんので、そうですね。これでヒアリングを終わりたいと思います。
2:37:51	あと、そうですね。関西電力の方すいません最後に何かあればお願いしますもしなければもうこれでヒアリング終わりたいと思います。
2:38:02	はい。関西ウシジマでございます。ありがとうございました。表につきましてはですね先ほど 2829 というなことも申し上げましたが、先ほど行基に掛けていただきましたようにスケジュール面談というものオカタハラあるという認識でございますので、こちらもできうる限りですね、
2:38:19	早くお渡しできるように頑張らせていただきます。
2:38:23	以上でございます。
2:38:25	はい。規制庁の今野です。それではよろしく申し上げます。それでは本日のヒアリングを終わりたいと思います。ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。